

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年2月22日(金)午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 16件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第5号 平成24年度第6次農用地利用集積計画について (別冊)

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)
事務局長ほか2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度2月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、15番太田忠治委員16番大木清委員を指名
いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。なお、番号7番については、申請者代
理人より申請が取下げられております。番号7番を除き事務局より説明を
お願いします。

事務局 議案第1号、番号1番、2番、6番、8番、11番、15番、16番、
17番は賃借権に関する件、番号3番、4番、5番、9番、10番、12
番、13番、14番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から17番を議案書をもとに朗読】

番号1番から17番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

27番 番号1番、2番について、譲受人は新規就農者ですが、営農意欲もあり、また農業技術の習得状況や労働力などからみても問題ないと思われ

14番 番号3番について、譲受人は番号1番、2番と同一人です。就農計画や経営計画からみても問題ないと思われ

27番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

13番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

7番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

5番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

15番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

18番 番号11番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ

10番 番号12番、13番について基盤整備事業に伴い互いの農地を交換し農地の集積を図るものです。双方とも意欲的に営農に取り組んでおり、問題ないと思われ

23番 番号14番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思わ

れます。

4 番 番号15番、16番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

19番 番号17番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ること

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第4条の許可申請は、2件でございます。

【議案第2号、番号1番、2番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況畑、541㎡に貸駐車場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑、計158㎡に専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

2 番 番号1番について、申請地は区画整理事業にて整備された区域にあります。周辺は宅地化が進行しており、周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

9 番 番号2番について、申請地は自宅前の畑で、子供の成長に伴い新たに住宅を計画するもので、周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 お諮りいたします。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、3件でございます。

【議案第3号、番号1番から3番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況畑360㎡を譲受け作業所を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑732㎡の内355.98㎡を父より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、現況畑299㎡を父より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

25番 番号1番について、申請者は以前より申請地の隣接地に居住しています。今回、作業所を計画するものですが、周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

15番 番号2番について、譲受人は現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭なため専用住宅を計画するものです。計画地は、周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

3番 番号3番について、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、家族も増え手狭なため専用住宅を計画するものです。計画地は、周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 お諮りいたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑1筆を、売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番熱田幸子委員、21番林豊委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番熱田幸子委員、21番林豊委員を、選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号、「平成24年度第6次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る20日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告

をお願いいたします。

【農地銀行会長の報告】

議 長 農地銀行会長の報告が終わりました。なお、本議案には、加瀬浩市委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて採決します。最初に、第1の利用権設定関係の2番について、審議・採決します。加瀬委員は退席をお願いします。

(加瀬委員退席)

議 長 第1の利用権設定関係の2番について、質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成24年度第6次農用地利用集積計画について」の第1の利用権設定関係の2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(加瀬委員着席)

議 長 加瀬委員が着席しましたので、引き続き、平成24年度第6次農用地利用集積計画についてを、議題といたします。第1の利用権設定関係の2番を除き、質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成24年度第6次農用地利用集積計画について」第1の利用権設定関係の2番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第5号「平成24年度第6次農用地利用集積計画について」第1の利用権設定関係の2番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知について1件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長

ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長

特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

次にその他に入ります。

23番

T P Pに関する建議をする動議を提出します。

議 長

ただ今、大木傳一郎委員より、「国民への約束を守りT P P交渉参加断念を求める建議(案)」について、動議が提出されました。動議への賛成委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本動議は成立しました。
お諮りします。この際本動議を日程に追加し議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。よってこの際本動議を日程に追加し議題とすることに決しました。大木傳一郎委員の説明を求めます。

23番 【建議内容を説明】

議 長 大木傳一郎委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。発議第1号「国民への約束を守りTPP交渉参加断念を求める建議(案)」について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
発議第1号「国民への約束を守りTPP交渉参加断念を求める建議(案)」について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。
なお、語句等に修正がある場合には、議長に一任させていただきます。

議 長 その他ございませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長

ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	16件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第5号 平成24年度第6次農用地利用集積計画について	(別冊)
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年2月22日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。